

# 倉敷市の農業農村整備事業

農地耕作条件改善事業 柳井原地区  
平成29～令和3年度



# 農地・農業用施設の保全

## ■ 荒廃農地の発生防止・解消

### 多面的機能支払い交付金

農地を維持するための地域が共同で行う活動を支援しています。



## ■ 農業生産基盤(農地や農業用施設)の適正な整備・維持と防災対策

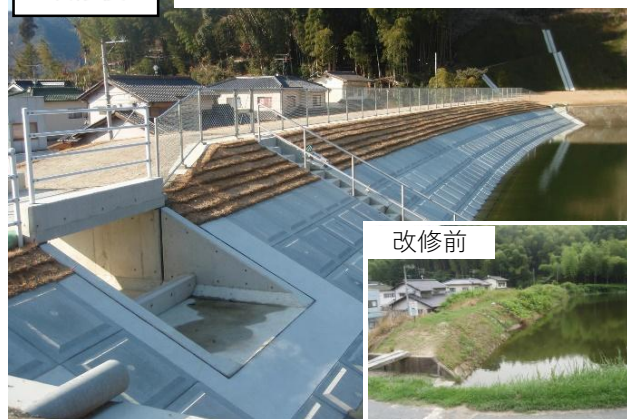
### 県営土地改良事業

県が事業主体となり実施する国庫補助事業です。

事業実施の条件は内容によって様々ですが、一例として、ため池改修事業、排水機場改修事業を行っています。事業費は国、県、市が負担しています。(事業の種類によっては地元分担金が必要になる場合があります。)

改修後

ため池の改修 東谷池(真備町尾崎)



整備後

整備前



### 団体営土地改良事業

市が事業主体で行う国庫補助事業です。

国、県、市がそれぞれの割合に応じて事業費を負担します。(事業の種類によっては地元分担金が必要になる場合があります)

整備後

用排水路の整備(菅生R2)



整備前



## 団体営土地改良事業

市が事業主体で行う国庫補助事業です。



## ため池の廃止 蓼ノ尾池 (児島上の町R2)



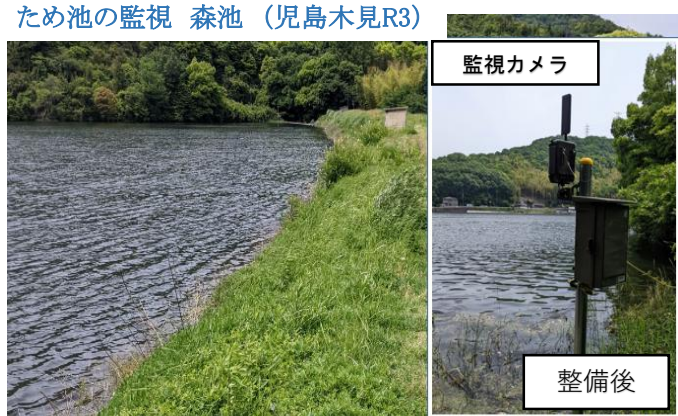
## 用排水路の整備 (藤戸町藤戸R4)



## 水管理の高度化・省力化 (玉島・船穂R6)



## ため池の監視 森池 (児島木見R3)



## 小規模土地改良事業

市が事業主体で行う県費補助事業です。

国庫補助事業に満たない規模の事業を対象とする県費補助事業で、受益地5ヘクタール以上を条件とした土地改良事業です。

## 用排水路の整備 (粒江R6)



## 用排水路の整備 (帯高R6)



## 土地改良施設維持適正化事業

市が事業主体で行う補助事業です。定期的に施設の整備補修を行い、国、県、市がそれぞれの割合に応じて事業費を負担します。

### 樋門の改修（西田R4）



### 排水樋門電動化（有城R6）



## 非補助土地改良事業

国庫補助事業及び県費補助事業に満たない規模の事業を対象に、土地改良区などが事業主体となって行う土地改良事業です。

### 用排水路の整備（亀山R4）



### 整備前

### 用排水路の整備（加須山R4）



## 単市公共事業

市が事業主体で行う市費のみの事業です。

### 排水ポンプの新設（西田R3）



### 除塵設備改修（片島R5）



## 災害復旧事業

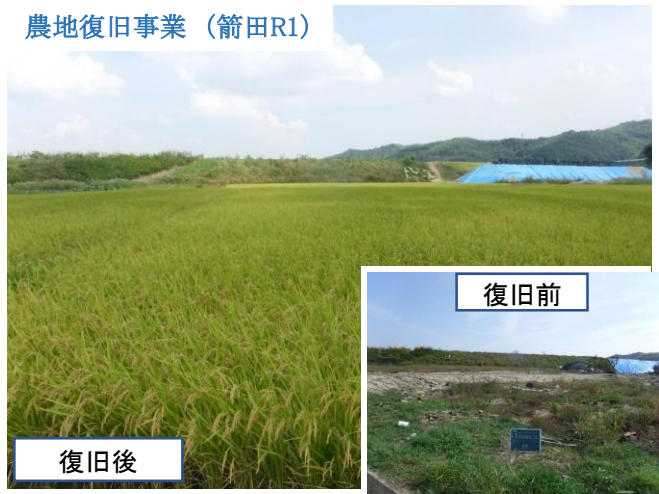
異常な天然現象により農地・農業用施設が被災した場合に、原則として、被災前の形に復旧する事業です。

### ■農地災害

農地復旧事業（上二万R1）



農地復旧事業（箭田R1）



農地復旧事業（服部R1）



### ■農業用施設災害

農業用施設復旧事業（服部R1）



農業用施設復旧事業（東園R1）

